

青森県報

号外第四十一号

平成三十年
四月一日
(日曜日)

目次

告 示

○青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料の額及び常設展の観覧の場合の特定期間……………

(文教) ……
(保育) ……
(課財) ……
… 一

教育委員会

○青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則……………

(ス) ……
(健) ……
(康) ……
(課) ……
… 二

○青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則……………

(教) ……
(職) ……
(員) ……
(課) ……
… 二

○青森県立学校学則の一部を改正する規則……………

(同) ……
(同) ……
(同) ……
(同) ……
… 二

○青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………

(職) ……
(員) ……
(福) ……
(利) ……
(課) ……
… 三

○青森県教育委員会関係職員被服貸与規程の一部を改正する訓令……………

(学) ……
(校) ……
(施) ……
(設) ……
(課) ……
… 三

○青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令……………

(職) ……
(員) ……
(福) ……
(利) ……
(課) ……
… 三

○青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程を廃止する訓令……………

(同) ……
(同) ……
(同) ……
(同) ……
(同) ……
… 四

○青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令……………

(同) ……
(同) ……
(同) ……
(同) ……
(同) ……
… 四

○青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令……………

(同) ……
(同) ……
(同) ……
(同) ……
(同) ……
… 五

○青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令……………

(教) ……
(職) ……
(員) ……
(課) ……
… 五

程の一部を改正する訓令…………… (学校教育課) ……
○公印の廃止…………… (職員福利課) ……
○公印の調製…………… (同) ……
… 六

告 示

青森県告示第百九十八号

青森県立郷土館条例(昭和四十八年三月青森県条例第四号)別表第一号の規定に基づき、青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料の額及び常設展の観覧の場合の特定期間を次のとおり定める。

平成三十年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特別展の観覧の場合の使用料の額

区		分		金額(一回につき)
特別展「コロコロ・STON E」の観覧		個人		二百四十円 (特別展の開催の前日までに納付する場合にあつては、二百円)
		高等中学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び小学生	一般	
団体(二十人以上のものに限る。)		個人		二百円 (特別展の開催の前日までに納付する場合にあつては、百六十円)
		高等中学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び小学生	一般	
特別展「コロコロ・STON E」の観覧		個人		四百円 (特別展の開催の前日までに納付する場合にあつては、三百二十円)
		高等中学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び小学生	一般	
特別展「コロコロ・STON E」の観覧		個人		二百円 (特別展の開催の前日までに納付する場合にあつては、百六十円)
		高等中学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び小学生	一般	

二 常設展の観覧の場合の特定期間

平成三十一年一月四日から同年二月二十八日まで

教育委員会

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第三号

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和三十八年七月青森県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「二十万八千円」を「二十万九千円」に、「十五万五千円」を「十五万六千円」に、「二十六万五千円」を「二十六万六千円」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第四号

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年八月青森県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条の次に次の一条を加える。

（委任）

第三十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。
第十号様式及び第十三号様式中

選択必修領域	年 月 日	教・養・栄	を
選択必修領域	年 月 日		に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第五号

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則

青森県立学校管理規則（昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「道徳」を「特別の教科である道徳」に改める。

附則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における青森県立学校管理規則第十七条の適用については、同条中「小学部及び」とあるのは「小学部にあつては特別の教科である道徳、特別活動及び自立活動、」とする。

青森県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

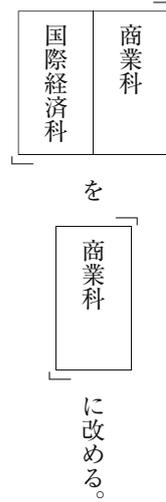
青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第六号

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一青森県立八戸商業高等学校の項中



附 則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2 青森県立八戸商業高等学校の国際経済科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第七号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第十六号中「国民体育大会」を「第八十回国民体育大会」に改める。

第九条の三第九号中「三内丸山遺跡の保存活用等に係る拠点施設」を「遺跡区域」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第一号

青森県教育委員会関係職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会関係職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会関係職員被服貸与規程（昭和四十三年六月青森県教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二教育庁学校施設課の項の次に次のように加える。

教育庁生涯学習課	社会教育施設及び災害地の調査及び指導用	作業服	二年
		防寒服	二年
教育庁スポーツ健康課	学校給食施設、学校体育施設及び社会体育施設並びに災害地の調査及び指導用	作業服	二年
		防寒服	二年
		ゴム長靴	一年

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第二号

所轄教育機関
出先機関
庁内一般

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「並びに高等学校教育改革推進室兼務の副参事」及び「第八条の二を除き、」を削り、同条第三項中「グループマネージャー」の下に「及び室長代理」を加える。

第八条の二第一項中「（学校教育課特別支援教育推進室長、スポーツ健康課国体準備室長及び文化財保護課三内丸山遺跡保存活用推進室長を含む。以下この条において同じ。）」を削る。

別表第一文化財保護課の項課長専決事項の欄第十二号中「三内丸山遺跡の保存活用等に係る拠点施設」を「遺跡区域」に改める。

別表第七中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第九号までを三号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第三号

序 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成三十年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程を廃止する訓令

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程（昭和五十五年五月青森県教育委員会訓令甲第十二号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第四号

序 内 一 般
教 育 事 務 所
各 関 係 学 校

非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年四月一日

青森県教育委員会

非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令

非常勤職員給与支給規程（昭和三十六年八月青森県教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「六千二百円」を「六千四百円」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「二千七百九十円」を「二千八百円」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第五号

序 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会文書取扱規程（平成二十五年九月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号を次のように改める。

二 教育長職務代理者印

別表第一の1の(1)のア中

青森県教育委員会職務代理者印

を

青森県教育委員会職務代理者印

に改める。

別表第一の2中

教育長職務代行者印

27

を

教育長職務代理者印

27

に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第六号

青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長事務委任規程（昭和四十八年九月青森県教育委員会訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書及び第二号から第五号までを削る。

第四条第四号口中「場合」の下に「並びに研修、講習、集会等の会場として一時使用させる場合」を加える。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第七号

各 県 立 学 校

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年四月一日

青森県教育委員会

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県立学校専決代決規程（平成八年三月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

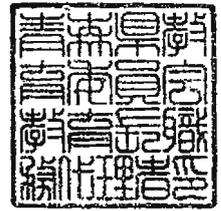
別表第一事務長専決事項の欄中第三号から第十四号までを削り、第十五号を第三号とし、第十六号から第二十二号までを十二号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会教育長職務代
理者印



(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭